

原 発 本 第 142 号
令和元年11月15日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
申請者名 九州電力株式会社
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 池 辺 和 弘

平成31年2月7日付け原発本第276号をもちまして申請いたしました川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）を下記のとおり一部補正いたします。

記

川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）を別添のとおり一部補正する。

本資料のうち、枠囲みの内容は、
商業機密あるいは防護上の観点
から公開できません。

別 添

- 別紙 2 (本文) の一部補正
- 添付書類 五 の一部補正
- 添付書類 八 の一部補正
- 添付書類 十 の一部補正

別紙 2 (本文) の一部補正

別紙2（本文）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
- 8 -	上13行～ 下12行	<p>…設計とする。</p> <p>_____</p> <p>また、中央制御室及び…</p>	<p>…設計とする。</p> <p><u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
<p>－ 9 －</p>	<p>上12行～ 上13行</p>	<p>…設計とする。 緊急時対策所を…</p>	<p>に実施する。 また、中央制御室及び…</p> <p>…設計とする。 そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策所を…</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-12-	上8行～ 上9行	<p>…設計とする。</p> <p>_____ また、中央制御室及び…</p>	<p>…設計とする。</p> <p><u>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>また、中央制御室及び…</p>
-17-	下10行～ 下9行	<p>…設計とする。</p> <p>_____ 緊急時対策所（指揮所）…</p>	<p>…設計とする。</p> <p><u>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
<p>— 35 —</p>	<p>上 1 行～ 上 2 行</p>		<p>待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）…</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-44-	上7行	…の判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 ____	…の判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 <u>固定源に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。</u>
	上9行～ 上10行	…に対して____ <u>防護具を配備し、事故対策に…</u>	…に対して <u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に…</u>
	上11行	…手順____を整備…	… <u>手順と体制を整備…</u>
-49-	下7行～ 下6行	…の判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 ____	…の判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 <u>固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気設備の隔離等によ</u>

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
-49-	下5行～ 下4行	…の発生において、特重施設要員に対して____防護具を <u>配備し</u> 、事故対策に…	<u>り、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。</u> …の発生に対応するため、特重施設要員に対して <u>配備した防護具を着用することにより</u> 、事故対策に…
	下3行	…手順____を整備…	…手順と <u>体制</u> を整備…

添付書類五の一部補正

添付書類五を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
5-5 ～ 5-6	下1行 ～ 上2行	…平成27年4月27日____ をもって運転を行わないこ ととした玄海原子力発電所 1号炉____を除き、今日に おいては、計5基の…	…平成27年4月27日及び 平成31年4月9日をもって 運転を行わないこととした 玄海原子力発電所1号炉及 び2号炉を除き、今日にお いては、計4基の…
5-6	上6行～ 上7行	2号炉(約1,650MW) 昭和 56年3月30日 _____ 3号炉(約3,423MW) 平成 6年3月18日	2号炉(約1,650MW) 昭和 56年3月30日 (平成31年4月9日運転終 了) 3号炉(約3,423MW) 平成 6年3月18日

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
<p>8(1)-1-2 ～ 8(1)-1-3</p>	<p>下1行 ～ 上6行</p>	<p>…において、<u>薬品タンク、配管等に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）</u>に対しては、<u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度</u>が、<u>有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、発電所構内において薬品タンクローリ等の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）</u>に対しては、<u>中央制御室空調装置の隔離等</u>により…</p>	<p>…において、<u>有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u> <u>固定源</u>に対しては、<u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u> <u>可動源</u>に対しては、<u>中央制御室空調装置の隔離等の対策により…</u></p>
<p>8(1)-1-4</p>	<p>下6行</p>	<p>…において、<u>固定源に…</u></p>	<p>…において、<u>有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p>

頁	行	補正前	補正後
8(1)-1-4	下5行～ 下3行	…の有毒ガス濃度____が、 有毒ガス防護のための判断 基準値を下回る <u>ことによ</u> <u>り、また、可動源に対して</u> は、…	固定源に… …の有毒ガス濃度の <u>評価結</u> <u>果が、有毒ガス防護のため</u> <u>の判断基準値を下回るよう</u> <u>設計する。</u> 可動源に対しては、…
	下2行	…の隔離等____により <u>当該</u> <u>要員を…</u>	…の隔離等の <u>対策により重</u> <u>大事故等に対処するため</u> <u>に必要な指示を行う要員を…</u>
8(1)-1-5	下7行	…において、____固定源に …	…において、 <u>有毒ガスが特</u> <u>重施設要員に及ぼす影響に</u> <u>より、当該要員の対処能力</u> <u>が著しく低下し、特定重大</u> <u>事故等対処施設の機能が損</u> <u>なわれない設計と</u> <u>する。</u> <u>そのために、有毒ガス防</u> <u>護に係る影響評価を実施す</u> <u>る。</u> 固定源に…
	下6行	…の有毒ガス濃度____が、 …	…の有毒ガス濃度の <u>評価結</u> <u>果が、…</u>
	下5行	…を下回ることにより、 <u>ま</u> <u>た、可動源に…</u>	…を下回る <u>よう設計する。</u> 可動源に…
	下4行	…の隔離等____により <u>当該</u> <u>要員を…</u>	…の隔離等の <u>対策により特</u> <u>重施設要員を…</u>
8(1)-6-3	下11行	中央制御室は、____有毒 ガスが…	中央制御室は、 <u>想定され</u> <u>る有毒ガスの発生におい</u> <u>て、有毒ガスが…</u>
	下10行～ 下6行	… <u>低下することのないよ</u> <u>う、想定される有毒ガスの</u> <u>発生において、固定源に対</u> <u>しては、運転員の吸気中の</u> <u>有毒ガス濃度が、有毒ガス</u> <u>防護のための判断基準値を</u>	… <u>低下し、安全施設の安全</u> <u>機能が損なわれない設計と</u> <u>する。</u> <u>そのために、「有毒ガス</u> <u>防護に係る影響評価ガイ</u> <u>ド」を参照し、有毒ガス防</u>

頁	行	補正前	補正後
		<p><u>下回ることにより、また、可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等により運転員を防護できる設計とする。</u></p>	<p><u>護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(1)－6－8	下2行	…に基づき、 <u> </u> 中央制御室空調装置の隔離 <u> </u> 等により、…	…に基づき、 <u>通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等</u> により、…
8(1)－10－3	下10行	(5) <u> </u> 有毒ガスが…	(5) <u>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが…</u>
8(1)－10－3 ～	下8行 ～	…低下しないよう、 <u>当該要員が緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</u>	…低下し、 <u>安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u>
8(1)－10－4	下1行	<p><u>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p>	<p><u>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後

頁	行	補正前	補正後
<p>8(2)-1-2 ～ 8(2)-1-3</p>	<p>下1行 ～ 上6行</p>	<p>…において、<u>薬品タンク、配管等に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）</u>に対しては、<u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度</u>が、<u>有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、発電所構内において薬品タンクローリ等の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）</u>に対しては、<u>中央制御室空調装置の隔離等</u>により…</p>	<p>…において、<u>有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u> <u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u> <u>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により…</u></p>
<p>8(2)-1-4</p>	<p>下6行</p>	<p>…において、<u>固定源に…</u></p>	<p>…において、<u>有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u> <u>固定源に…</u></p>

頁	行	補正前	補正後
8(2)-1-4	下5行～ 下3行	…の有毒ガス濃度___が、 有毒ガス防護のための判断 基準値を下回る <u>ことによ</u> <u>り、また、可動源に対して</u> は、…	…の有毒ガス濃度の <u>評価結</u> <u>果が、有毒ガス防護のため</u> <u>の判断基準値を下回るよう</u> <u>設計する。</u> 可動源に対しては、…
	下2行	…の隔離等___により <u>当該</u> <u>要員を…</u>	…の隔離等の <u>対策により重</u> <u>大事故等に対処するために</u> <u>必要な指示を行う要員を…</u>
8(2)-1-5	下7行	…において、___固定源に …	…において、 <u>有毒ガスが特</u> <u>重施設要員に及ぼす影響に</u> <u>より、当該要員の対処能力</u> <u>が著しく低下し、特定重大</u> <u>事故等対処施設の機能が損</u> <u>なわれない設計と</u> <u>する。</u> <u>そのために、有毒ガス防</u> <u>護に係る影響評価を実施す</u> <u>る。</u> 固定源に…
	下6行	…の有毒ガス濃度___が、 …	…の有毒ガス濃度の <u>評価結</u> <u>果が、…</u>
	下5行	…を下回る <u>ことにより、ま</u> <u>た、可動源に…</u>	…を下回る <u>よう設計する。</u> 可動源に…
	下4行	…の隔離等___により <u>当該</u> <u>要員を…</u>	…の隔離等の <u>対策により特</u> <u>重施設要員を…</u>
8(2)-6-3	下11行	中央制御室は、___有毒 ガスが…	中央制御室は、 <u>想定され</u> <u>る有毒ガスの発生におい</u> <u>て、有毒ガスが…</u>
	下10行～ 下5行	… <u>低下することのないよ</u> <u>う、想定される有毒ガスの</u> <u>発生において、固定源に対</u> <u>しては、運転員の吸気中の</u> <u>有毒ガス濃度が、有毒ガス</u> <u>防護のための判断基準値を</u> <u>下回ることにより、また、</u>	… <u>低下し、安全施設の安全</u> <u>機能が損なわれないことな</u> <u>い設計とする。</u> <u>そのために、「有毒ガス</u> <u>防護に係る影響評価ガイ</u> <u>ド」を参照し、有毒ガス防</u> <u>護に係る影響評価を実施す</u>

頁	行	補正前	補正後
		<p><u>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等により運転員を防護できる設計とする。</u></p>	<p>る。</p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p>

頁	行	補正前	補正後
8(2)-6-8	下2行	…に基づき、 <u> </u> 中央制御室空調装置の隔離 <u> </u> 等により、…	…に基づき、 <u>通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等</u> により、…
8(2)-10-3	下10行	(5) <u> </u> 有毒ガスが…	(5) <u>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが…</u>
8(2)-10-3 ～	下8行 ～	…低下しないよう、 <u>当該要員が緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</u>	…低下し、 <u>安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u>
8(2)-10-4	下1行	<p><u>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p>	<p><u>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(2) - 10 - 9	下10行～ 下9行		<p>の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>
	下8行～ 下3行		

頁	行	補 正 前	補 正 後

添付書類十の一部補正

添付書類十を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
10(1)－5－9	上3行	…の判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。――	…の判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 <u>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。</u>
	下6行～ 下5行	…に対して―― <u>防護具を配備し、事故対策に…</u>	…に対して <u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に…</u>
	下4行	…手順――を整備…	…手順と <u>体制を整備…</u>
10(1)－5－15	下11行～ 下10行	…の判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。――	…の判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 <u>固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにす</u>

頁	行	補 正 前	補 正 後
10(1)－5－15	下9行～ 下8行	…に対して____防護具を配 <u>備し</u> 、事故対策に…	<u>る。</u> …に対して <u>配備した防護具</u> <u>を着用することにより</u> 、事 故対策に…
	下7行	…手順____を整備…	…手順 <u>と体制</u> を整備…